

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 5 回 総 会 議 事 録

自 令和 2 年12月17日
至 令和 2 年12月17日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 5 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 12 月 17 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○	○	農 地
2	田 代 幸 男	○		農 地
3	對 木 範 誉	○		農 地
4	澁 谷 幸 子	○		総 務
5	松 田 浩 二	○		農 地
6	石 田 正 義	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		総 務
8	酒 井 伸 吾	○	○	農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第12号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
日程 4 議案第13号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
日程 5 協議第4号 農業委員会法改正5年後調査について

開会 午後 1 時58分

議長 これより第 5 回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は 9 名であります。

白糠町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第 13 条第 2 項により、2 名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
1 番 中河委員、8 番 酒井委員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 「会務報告」をいたします。
11 月 3 日、福祉センターで開催された白糠町制施行 70 周年記念式典には私が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第 3 議案第 12 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第 12 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。
下記の者より農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。
令和 2 年 12 月 17 日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記
号別 1、法人の名称 ●●●●
次のページをご覧ください。
「農地所有適格法人要件確認書」
確認書の要件は、4 つに分かれております。
法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件これらすべて満たしております。
以上、議案第 12 号の説明とさせていただきます。

議長 議案第 12 号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第12号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第13号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第13号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」
このことについて、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年11月28日に全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくために、下記内容の決議を求める。
令和2年12月17日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記
別紙のとおり

次のページをおめくり願います。

決議文を朗読させていただきます前に、今回お配りした資料の中で1枚のカラーの用紙があります。事の発端の事件の内容ということで今回参考にまでお配りさせていただきました。去年の●●●の新聞記事になりますが、この事件というのは農地の転用許可の関係でございます。本来であれば転用許可申請を出さなければならないのを、書類を提出していない、そしてこの農業委員会の会長が便宜を図ったということで、正式書類を提出しないまま、農地の開発行為を行ったということが一つ。もう一つの下の方の記事は、●●●にある農業委員会ですが、ここにつきましては農地法3条の所有権移転の許可を出したのですが、農地法3条はご存じのとおり農地の所有権移転でございます。ただ実態としては、内容が農地法第5条の転用の内容だったのですが、5条の転用許可の申請の手続きを行わないで、許可をしたことが後ほど判明したため、これも農地法違反ということで、このことが発端で全国の農業会議の代表者集会においてこのような決議の声明がなされた次第です。

もう一つ参考に、冊子でお配りした資料があるのですが、この中にも同様の内容があります。23ページになります。農業委員会における不祥事等という内容ですが、左の部分が報道になった事件の内容になります。上から公費で●●●したとか、転用の絡みで逮捕された内容等が載っております。先ほどお話ししましたカラーの記事の内容と一致する部分もでございます。この不祥事の右下に、「毎年、最低1回以上農業委員会総会において法令遵守を徹底する旨の申し合わせ等を行う必要がある」これに基づいて、今回このような決議の議案を提案させていただきました。

それでは議案に戻っていただき、朗読させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年12月17日

白糠町農業委員会

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

議長 議案第13号について質疑をお受けいたします。

石田委員 これがすべてでないのか。
この文言が。

斉藤主幹 この内容につきましては、全国の農業委員会会長代表者集会においての決議文を参考に作成いたしました。
そのため全国農業委員会が決議するときは、この文章をベースに若干加筆修正しているかもしれませんが、これがベースになっています。

石田委員 それは当然のことだ。
我々だって農業委員の立場で農業者からいろいろと相談を受ける。相談を受けて自分が判断できることは自分で判断する。自分で判断できないことは事務局に相談して、これは原理原則のこと。だけどこれを見ると不祥事を起こしていることがあるから念には念ということで、こういう不祥事が起きないようにということの参考事例というか参考にはならないけどな。だから俺はこの農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議が出ているこの内容がすべて。これさえ守っていれば、特別大きな問題が起きない。

斉藤主幹 文章の中には公平・公正、秘密等がありますが、これは私たちの身分が地方公務員、農業委員イコール地方公務員です。非常勤の特別職の地方公務員という身分。当然公務員として守らなければならないことは守らなければならないという内容です。
以上です。

議 長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第13号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 協議第4号「農業委員会法改正5年後調査について」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 協議第4号「農業委員会法改正5年後調査について」
令和2年10月29日付一般社団法人全国農業会議所から調査依頼のあったこのことについて協議する。

令和2年12月17日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記

別紙のとおり

農業委員会法改正5年後調査の概要

この件につきましては、先に郵送でアンケート形式の内容ということで、送らせていただきました。

A3の書類で、このような書類を送らせていただいたのですが、この内容につきましては、農業委員会等に関する法律が、平成28年4月1日に施行されました。来年3月末をもって5年になるのですが、この期間中に公選制から町長の任命制に変わった、体制も変わった。ということでこの5年間で、どのように変わったことかに対する実感や、またアンケートの後段には要望等もありますが、それらを含めてアンケート形式で、全部でQ1からQ64ということで、64項目のアンケート内容でございます。

この内容は全国農業会議所が中心になって取りまとめているところですが、これを報告した後、取りまとめ後、予定では来年の1月中旬に公表するということでもあります。公表後は制度の見直しになるかはわかりませんが、その基礎資料ということでございます。

それで、このアンケートですが、通常アンケートであれば、こちらの方で回答を考えたのですが、全国農業会議所ではなるべく総会に諮ってくださいと公書できておりますので、今回は事前にお配りした上で、アンケートを事務局でも記載させていただきましたが、この内容でよろしいかどうか、またこの内容につきまして加筆修正があればご意見等いただければと思っております。

例えばQ1ですが、農業委員会の選任方法ですが、公選制から選任性に変わったということで、該当する項目にマルを付けてもらいます。

例えば、幅広い人材が登用されることになった。農家さん以外の中立の委員が新たに加わった。意欲ある人が選ばれるようになった。これはみなさま地域推薦等で推薦に当たってご自身のコメントを記載していただいておりますので、それを反映させたかたちになっています。

選挙人名簿の調製作業がなくなった。これは事実行為なのでそのとおり。女性農業委員が登用しやすくなった。若手の農業委員が登用しやすくなった。実際、若い認定農業者の方もいらっしゃるの、そういう事実関係も含めて、こちらの方で記載できる部分はある程度記載させていただきました。これは事務局の記載内容なので、それぞれ農業委員さんから意見等をいただきながら、アンケートとして取りまとめて報告したいと思います。

以上、腹案として提案いたしますので、ご協議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま事務局が説明した内容につきまして、質疑、または加筆、修正があればお受けします。

石田委員 ほとんど該当すると思うが、私的にはこの推薦になって、それぞれの農業委員の受け止め方は違うと思うのですが、やはり選挙で選ばれたときはある程度農家の人たちといろいろな意見を求めやすかった。
この制度に変わったことによって、個々の農家の選挙人の人達の意見が聞きづらくなったような感じがする。だから制度が改正することによってそういう部分がマイナスになっている。

斉藤主幹 ただいまの意見につきましては、Q2に選挙でなくなった。その変わり推薦になった。そのため地域での調整に時間と労力を割いているというのは事実だと思います。これは該当するという事でマルを付けさせていただきました。推薦する際に、選挙の代わりに担保ということで、それが推薦人であります。推薦人が3名以上と規定されていますので、そういう担保を付けた上での推薦行為をしていただきます。

石田委員 推薦人が3人以上だから、3人の推薦人の意見だとか、そういったものは間違いなく聞けるし、だけどそれ以外にも推薦範囲があるから、いろいろな意見を聞くことが大事。そういう面では不便といえば不便。これが一つの制度としてそれはそれでいい。だけどいまの自分の考えを言った。
このアンケートはいつまで報告するのか。

斉藤主幹 今月の25日までに報告することになっています。年内に取りまとめて、それを翌月の1月中に公表するスケジュールとなっています。

議長 よろしいですか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。

ただいま事務局が説明した内容および腹案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議 長 以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。
これをもちまして、第5回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後2時25分)